

千早赤阪村立赤阪小学校長様

令和6年4月

千早赤阪村立小中学校
保護者の皆様へ

千早赤阪村教育委員会

小中学校における登下校時の携帯電話の取扱いについて

陽春の候、保護者の皆様におかれましてはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は本村の教育にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、標記の件につきまして、本村では従来より携帯電話（子供向け携帯やスマートホン等を含む。以下携帯電話と表記）は学校生活に本来必要のないものであり、破損、盗難、紛失、SNSや撮影でのトラブル等の懸念もあって学校への持ち込みを「原則禁止」とし、携帯電話やインターネットの適切な利用についての学習などを、各校で進めてきたところです。

このようなことから、本村教育委員会では、本村校長会とも協議した上で、携帯電話の学校への持ち込みについては、これまでの方針を継続して「原則禁止」とさせていただきます。ご理解の程よろしくお願ひいたします。

併せて、ご家庭におかれましても、日頃から携帯電話、インターネット、ネットゲーム等の適切な使い方について、お子様と十分にお話し合いいただき、お子様が責任と自覚ある行動をとれるようにご指導いただきますようお願い申し上げます。

なお、特別の事情がある場合は、学校にお申し出頂き、遵守事項をご確認の上、各校に備えている書類をご提出いただきますので、各校にご相談ください。大阪府の「小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン」における、登下校時の緊急連絡（災害時や防犯上）のための「持ち込み禁止」方針の「一部解除」にあたるものとして、登下校時用の携帯電話の所持が認められる場合があります。

令和6年度用 児童の携帯電話・スマートホン校内持込みに係る同意書

年児童名
保護者名印

次の理由により携帯電話・スマートホンの校内持込みを許可いただくにあたり、下の規約事項（許可条件）を守ること、併せて、責任をもって児童へ指導することに同意いたします。

1. 許可申請理由

2. 持込み開始日及び期間 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
(最長 令和 7年 3月末まで)

3. 機種名 色等 _____

4. 規約事項[許可条件を含む]

- ・携帯電話・スマホの機能を、あらかじめ居場所確認と通話限定に設定しておくこと。
- ・登下校中に連絡を取る場合以外は、携帯電話を児童が手にすることがないよう、指導すること。
- ・学校での保管場所は、ランドセルなどのかばんの中とし、保護者の責任において自己管理ができるようにすること。また、校外学習時は、持ち出さないこと。
- ・児童の在校中（バス通学の場合は乗車中も含む 以下同じ）は、緊急時の連絡に当該携帯電話を使用せず、学校に直接連絡すること。
- ・学校での充電はしないこと。
- ・在校中の紛失、損傷等については、保護者の責任において対処すること。
- ・学校が、規約事項[許可条件を含む]の順守に懸念をもち、許可を取り消す事態が生じた場合は、説明を受けた後、決定に従うこと。
- ・本同意書の記載内容が変更となる場合は、速やかに学校へ申し出ること。
- ・次年度も継続する場合は、年度初めに再度同意書を提出すること。

以上